



令和1年6月20日

「女性活躍推進法の改正」

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が**300人以下の中小企業については、これらが努力義務** となっています。

また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により「えるぼし」認定を受けることができます。



令和元年5月29日女性活躍推進法等の一部を改正する法律が成立し令和元年6月5日に公布されました。

▶▶改正内容は

1. 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大
一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、常時雇用する労働者が **301人以上から101人以上の事業主に拡大**
(施行:公布後3年以内の政令で定める日)
2. 女性活躍に関する情報公表の強化
常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、
(1)職業生活に関する機会の提供に関する実績
(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
の各区分から1項目以上公表する必要 (施行:公布後1年以内の政令で定める日)
3. 特例認定制度(プラチナえるぼし(仮称))の創設
女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定(えるぼし認定)よりも水準の高い「プラチナえるぼし(仮称)」認定を創設 (施行:公布後1年以内の政令で定める日)

まずは、計画から

企業が一般事業主行動計画を策定した際には、主たる事業所の所在地の都道府県労働局雇用環境・均等部(室)に届け出る必要があります。

一般事業主行動計画の策定に取り組むと …		
公共調達における 加點評価が受けられる！	目標を達成した場合には 助成金が支給される！	日本政策金融公庫の 融資制度を利用できる！
一般事業主行動計画を策定した中小企業は、国や地方公共団体で行われる公共調達において加點評価を受けられる場合があります。「えるぼし」認定企業は加點がより高くなります。	数値目標と取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、目標を達成するなどの要件を満たした企業は、申請により両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)が支給されます。	一般事業主行動計画を策定した中小企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金(企業活力強化貸付)」を通常よりも低金利で利用することができます。

【関連サイト】

